

構造改革特区(第19次)提案募集における提案の概要

(注)本概要は提案主体が記載した内容を原則そのまま転記したものです。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
01 国際物流関連 < 2件 >			
石川県	上田運輸株式会社	金沢税関支署小松空港出張所管轄エリアの区域の変更	大阪税関配下の「金沢税関支署小松空港出張所」について、小松空港エリア外の「小松市内全域」にその管轄区域を拡大することにより、小松市内の保税蔵置場・通関業者の物流リードタイムを大幅に短縮し、改善を図る。
鳥取県	鳥取県	外国籍トレーラーシャーシの国内走行と車上通関の可能化	外国籍トレーラーシャーシが日本国内を走行するために必要とされている、自動車ファイルへの登録、保管場所の確保、自賠責保険への加入といった手続きを、境港臨港地区内道路に限り、緩和する。また、通常認められていない車上通関を併せて可能とする。
02 産学連携関連 < 2件 >			
大阪府	大阪市	外国人弁護士のリценズ認可による日本でのビジネスモデル化のサポート(外国法事務弁護士事務所の法人化)	国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士(外弁)事務所についても日本弁護士事務所と同様の位置付けで法人化が可能となるように早急に求める。
大阪府	公立大学法人大阪市立大学	地方独立行政法人法における、公立大学法人の業務範囲の拡大	公立大学法人においては、地方独立行政法人法第43条および第70条により、その業務が大学及び高等専門学校を設置及び管理のみに制限されており、また業務上の余裕金の運用が禁止されている。より積極的に研究成果の活用を通じた社会貢献を行うとともに、技術に関する研究成果を活用した外部資金の獲得による自律的運営に道筋を立てるために、地方自治体においてその必要性が認められ、総務大臣ならびに文部科学大臣の認可を得た場合にあっては、当該法人の研究成果を用いて行われる事業を行うものへの出資を可能とすることを求める。
03 産業活性化関連 < 12件 >			
北海道	北海道留萌振興局	乳牛の分娩後5日以内の搾乳制限の緩和	現行省令で規定されている乳牛の分娩後5日以内の搾乳制限を緩和し、初乳(分娩後1～5日目に搾乳された乳)を用いた加工食品(牛乳豆腐等)の利用を可能とする。その前段階として、初乳のヒトへの健康に与える影響を証明するために、医療研究機関の協力を得た上で、初乳を摂取するヒト介入試験を行う。
東京都	杉並区	電子地域通貨	○自治体の歳入歳出について地域通貨による取り扱いを認めていただきたい。地域通貨を地方自治法上の証紙並びに証券とみなし、地方税、分担金、使用料、手数料の徴収に利用させていただきたい。また地域通貨によるコンビニ納付などを認めていただくとともに、区自らがあたかも第三者であるかのように地域通貨によって地方税等を徴収することを認めていただきたい。さらに歳出に關し、謝礼や報酬その他の支出について、小切手の振出しや公金振替書の交付にかえて地域通貨で取り扱うことを認めていただきたい。
東京都	杉並区	電子地域通貨	○地域通貨を流通させるにあたり預かり金処理を行うため、地方自治法により法律又は政令の規定によるのでなければ保管することができないとされている現金又は有価証券(入札保証金、職員の給与に係る源泉所得税等)として地域通貨と換金された現金を認めていただきたい。
東京都	日本RV輸入協会	トレーラーハウスの建築基準法の上の取り扱いの明確化	①住指170号におけるトレーラーハウス(自走式でないもの…)の規模について、全長15.2m、全幅3.648m、全高4.256m、総重量10トン(ANSI119.5基準)を明記し、これを超えないものは車両として扱い、建築基準法の適用を受けないものとする。②法第2条第1号「土地に定着する」とは、物理的に固定された状態を指すものであり、駐車場所や期間、目的等の運用によって判断されるものではないことを明確化し、これをもって建築基準法の適用を受けることがないよう対応を行う。
東京都	日本RV輸入協会	大型トレーラーハウスの一般道、高速道を通行する際に必要な許可証発行の手続きの簡素化	トレーラーハウスの輸送に際して、当協会が発行するトレーラーハウス登録証と輸送自主基準をもって特殊車両通行許可申請を行なった場合には、許可に関する審査を省略できるものとする。
新潟県	佐渡市	特定農業者以外の者による特定酒類の製造事業	特定農業者以外の複数の農家と旅館等が連携・協力し、製造について必要な技術的能力を備えた農業者が共同のどぶろく製造場において特定酒類を製造するため、その他の醸造酒(どぶろく)の製造免許を申請した場合は、酒税法第7条第2項(最低製造数量基準(年間6キロリットル))の規定は適用しない。
静岡県	NPO法人HSVP(正式名称:特定非営利活動法人浜松Smallest Vehicle System Project)	第二種原動機付自転車に(電動四輪)規格を追加し、実証実験特区を設定する。	第二種原動機付自転車に(電動四輪)を追加し、モータ定格出力を5kw以下、乗車定員を2名とし、輸送機器産業の集積地である浜松市および周辺地域を実証実験特区とする。
大阪府	大阪府	地方独立行政法人に係る公務員型から非公務員型への移行の簡素化	地方独立行政法人法では、特定地方独立行政法人(公務員型)と一般地方独立行政法人(非公務員型)の法人区分変更は認められていない。法人区分についての定款変更の規制を緩和し、公務員型から非公務員型への移行を認める。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
岡山県	個人	太陽光発電適地外において太陽光発電以外の電力買取を追加実施できる措置	太陽光発電のみの電力買取制度を設けている現行のエネルギー供給構造高度化法に関して、国が太陽光発電不適地を指定し、指定地域において、都道府県が申請した内容に基づいて、太陽光発電以外の電力買取を現行の買取(太陽光発電)に追加して認めることを求めるものである。買取価格は、該当電力会社エリア内にある太陽光発電適地とのバランス、電力系統安定化への貢献度、温室効果ガス削減効果などを考慮して国が決定するものとする。
香川県	個人	行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成業務」の明確化	行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成業務」を行えることを有権解釈その他の方法で明確化する。
香川県	個人	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」の明確化	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」を、行政書士法に「行政書士は契約の締結の代理若しくは媒介を行い、若しくはこれらに関する相談に応じることが出来る。」と規定する。
香川県	個人	「弁理士過疎地域」における「商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	「弁理士過疎地域」における知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行えるようにする。
05 農業関連 < 13件 >			
埼玉県、北海道、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	埼玉県、北海道、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	普及指導員の任用資格要件設定権限の委任	任用資格要件設定権限の一部の都道府県条例への委任
北海道	南富良野町	森林組合法第9条で規定されている森林組合事業の特例措置	現行法で規定されている森林組合活動事業については、農業生産活動は認められていないことから、現行法の目的を逸脱しない場合には、農業生産活動を可能とする
福島県	福島県	鳥獣保護区における特定鳥獣(イノシシ)の狩猟解禁	鳥獣保護区のうち、イノシシの個体数が増加して農業被害が発生している地域において、知事が区域や期間を設定し、イノシシに限り狩猟を可能にする。
富山県	飯野・新屋・小西地区まちづくり合同会社	市街化調整区域における農振除外手続の簡略化	農振除外手続の際に、一定の要件を満たす場合には、規制を緩和する。
兵庫県	兵庫県	遊休化した農業振興地域の農用地区域における農用地の目的外使用	農業振興地域の「農用地区域」内において、農地以外の目的での使用に係る規制を緩和し、農業以外の用途の使用を可能とする。
兵庫県	兵庫県	農地利用集積円滑化団体の民間開放	新規就農者の育成事業、食料生産事業を行う株式会社等による農地の売買、貸借等の調整活動が可能となるよう、営利目的の如何を問わず民間事業者が農業経営基盤強化促進法に基づく「農地利用集積円滑化団体」となることを認める。
兵庫県	兵庫県	小規模水力発電の導入に係る水利占用許可申請の簡素化	灌漑用水など他の水利使用に従属する小規模発電目的の水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、大臣同意を要する「特定水利使用」の対象外とする。
兵庫県	兵庫県	廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、廃棄物系バイオマスのリサイクルループを完結する取組が「再生利用事業計画」の認定を受けた場合は、当該バイオマスの収集運搬の市町許可が不要となる特例規定を創設

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
兵庫県	兵庫県	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。
岡山県	新見市	有害鳥獣被害の自己防衛手段の緩和について	農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲について、一定の要件を満たしている場合には、箱罠の設置を可能とする。
岡山県	新見市	保安林の間伐による指定施業要件の緩和について	保安林の指定施業要件を35%から50%にする。
岡山県	新見市	木材(用材・林地残材)の運搬にかかる積載制限の緩和	木材(用材・林地残材)を貨物車で運搬する際、最寄りの原木市場等までの区間において、長尺物の積載についての制限を緩和する。
岡山県	新見市	保安林の制限行為の緩和	保安林の間伐において、作業路開設に伴う土地の形質変更許可申請を不要とする。
06 都市農村交流関連 < 1件 >			
佐賀県	佐賀県	地方競馬 新勝馬投票法導入特区	地方競馬における勝馬投票法として、新たに「七重勝単勝式」を導入するもの
07 教育関連 < 17件 >			
北海道	NPO法人フリースクール札幌自由が丘学園	校舎面積基準の引き下げによる学校設置事業	学校設置非営利法人による学校を設置する場合は、校舎面積基準を引き下げることができるようにする。
北海道	NPO法人フリースクール札幌自由が丘学園	運動場に係る要件の弾力化による学校設置事業	学校設置非営利法人による学校を設置する場合は、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることによって、運動場を設けなくてもよいものとする。
千葉県	古山教育研究所	学校設置非営利法人による学校設置事業の適用対象の拡大	構造改革特別区域法第13条第1項により、学校設置非営利法人の設置する学校は、不登校児童生徒幼児又は学校への適応が困難な児童生徒を対象とすることになっている。この対象を、「特別な教育課程を希望する児童等」にも拡大し、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育ができるようにする。改正案の別紙あり。
千葉県	古山教育研究所	学校設置非営利法人による学校の設置基準弾力化事業	学校設置非営利法人の設置する学校においては、小学校設置基準、中学校設置基準、高等学校設置基準の施設基準をそれぞれ次の通りとする。 最低校舎面積 生徒人数 面積(m ²) 20人以下 120 21人以上 120+3.0×(生徒人数-20) 運動場面積 特に定めないが、公的施設の利用等を含め、教育上支障のないものとする。
千葉県	古山教育研究所	特別な需要に応える学校設置に係る教育課程弾力化	「特別な教科課程を希望する生徒等」を対象とし、当該特区に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を学校設置非営利法人が行うときは、憲法、教育基本法の理念、学校教育法の目標を踏まえ、必ずしも学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を可能にする。
千葉県	古山教育研究所	学校設置非営利法人が特別な需要に応じる学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業	小学校設置基準第5条、第6条、中学校設置基準第5条、第6条に規定する「特別な事情」に該当するものとして必ずしも同学年の児童生徒で編成する必要がなく、一人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることができる。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
千葉県	古山教育研究所	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	特別な需要に応じる学校設置非営利法人の設置する学校は、構造改革特別区域法第13条第1項に規定する学校設置非営利法人と同等に、市町村教員委員会による特別免許状授与事業による特別特別免許状を受けられるものとする。
東京都	株式会社アットマーク・ラーニング	通信制中学の入学制限の撤廃	・学校教育法附則第八条「中学校は、当分の間、尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行うことができる。」及び中学校通信教育規程第二条「中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和二十一年三月三十一日以前の尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に限る。」の撤廃
東京都	NPO法人翔和学園	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に関する規制緩和	NPO法人による私立学校設置の認可
東京都	NPO法人翔和学園	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に関する規制緩和	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る、学校設置基準の弾力化
東京都	NPO法人翔和学園	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に関する規制緩和	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る教育課程編成の弾力化
東京都	NPO法人翔和学園	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に関する規制緩和	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る、学級編成や教員定数の弾力化
大阪府	箕面市教育委員会	「小中学校における障害のある児童生徒への介助業務の医療的支援特区」	医師法第17条の特例により、医療的支援の必要な児童生徒と保護者の同意のもと、学校の教職員が、主治医など、医師による指導や保護者との連携において、実践的な研修を受けることにより、常駐する看護師資格を有する介助員の業務の補完として、療の吸引や経管栄養等を、直接対象児童生徒に行うことができることとし、万全の学校体制を確立する。
大阪府	NPO法人箕面こどもの森学園	学校設置非営利法人による学校設置事業の対象者の範囲の拡大	構造改革特別区域法第13条第1項により、学校設置非営利法人の設置する学校は、不登校児童・生徒・幼児又は発達障害のため学校への適応が困難な児童・生徒・幼児を対象とする教育に限定されている。この対象をオルタナティブ教育やインターナショナル教育を受けている子ども、他の障害をもつ子ども、外国籍の子どもにも広げ、地域の学校においては満たされないこれらの特別の需要に応じた教育を行う学校を設置できるようにする。
大阪府	NPO法人箕面こどもの森学園	学校設置非営利法人による学校の施設基準の弾力的運用	学校設置非営利法人の設置する、生徒数200人以下の小規模な学校の施設要件は、小学校設置基準第8条及び第10条、中学校設置基準第8条及び第10条、高等学校設置基準第13条、第14条及び第16条の各条のただし書きの「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合」に該当するものとして弾力的に運用する。
大阪府	NPO法人箕面こどもの森学園	学校設置非営利法人による学校の学級編成基準の弾力的運用	学校設置非営利法人の設置する学校の学級編成については、小学校設置基準第5条、中学校設置基準第5条の各条のただし書きの「特別の事情があるとき」に該当するものとして弾力的に運用する。
愛媛県	今治市、愛媛県	大学獣医学部の設置の許可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
08 幼保連携・一体化推進関連 < 3件 >			
大阪府、北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県	大阪府、北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の人員、設備、運営に関する基準を「参酌すべき基準」とすること。 ・同基準を定める権限、施設の設置認可、指導監督権限を保育の実施主体である市町村に移譲。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の人員、設備、運営に関する基準を「参酌すべき基準」とすること。 ・同基準を定める権限、施設の設置認可、指導監督権限を保育の実施主体である市町村に移譲。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
大阪府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	大阪府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	・家庭的保育事業(保育ママ)における面積基準及び保育者の配置基準を「参酌すべき基準」とすること ・同基準の設定権限、指導監督権限を保育の実施主体である市町村に移譲すること	・家庭的保育事業(保育ママ)における面積基準及び保育者の配置基準を「参酌すべき基準」とすること ・同基準の設定権限、指導監督権限を保育の実施主体である市町村に移譲すること
神奈川県	神奈川県	○家庭的保育事業の共同実施の容認(要綱の運用緩和) ○家庭的保育事業の共同実施の場合の認可外保育施設の届出免除	家庭的保育事業の共同実施(マンションの一室や空き店舗などを活用して複数の家庭的保育者が担当する児童の保育を行いながら、必要に応じて相互に援助しあう)を可能とするため、国の要綱の運用緩和と共同実施の場合に認可外保育施設としての届出等(児童福祉法第59条)を免除する。
09 生活福祉関連 < 30件 >			
兵庫県、北海道、岩手県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県	兵庫県、北海道、岩手県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県	保育所における食事の外部搬入の実施	私立保育所の満3歳に満たない児童への給食の外部搬入を認める(児童福祉施設最低基準第32条の2第1項の一部改正)。
埼玉県、北海道、青森県、岩手県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	埼玉県、北海道、青森県、岩手県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	病院等の病床数算定基準の緩和	基準病床数の算定方法を都道府県独自の加減ができるようにする
京都府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	京都府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	特例病床算定手続きの見直し	特例病床の許可に際して必要な厚生労働大臣への協議を廃止
富山県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	富山県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの実施主体に関する要件の緩和	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を条例に委任する。 条例制定基準については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の考え方による。(就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの実施主体に係る基準は参酌すべき基準とする。)

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
富山県、北海道、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	富山県、北海道、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	認知症対応型共同生活介護事業所への障害者受入れ	○基準該当共同生活援助の創設
静岡県、愛媛県、北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	静岡県、愛媛県、北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	介護保険施設等における介護ボランティアの活用やEPAIによる外国人介護福祉士等の受入れ促進	介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準を条例委任する。 条例委任する場合の条例制定基準は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告のとおりとする。 ※介護保険施設等 老人福祉法 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 介護保険法 指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設
京都府、北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	京都府、北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	小規模多機能型居宅介護事業所の利用制限緩和	登録者しか利用が認められていない小規模多機能型居宅介護事業所の緊急ショートステイの利用について、登録者の優先を前提に、登録利用者以外も利用できるよう緊急ショートステイの利用者制限を撤廃する。
京都府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	京都府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	短期入所療養介護サービスの充実	介護老人保健施設及び介護療養型医療施設において併設型ショートステイの実施を可能にする
京都府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	京都府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	訪問介護の充実	訪問介護サービスを提供する者が看護師資格を持つ場合、居宅医療ケアサービスの提供を認める
京都府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	京都府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	訪問リハビリサービスの利便向上及び供給拡大並びに従業者の雇用拡大	○主治医の診断のみで訪問リハビリサービスを提供可能にする ○訪問リハビリ事業所開設主体の制限撤廃 ○訪問リハビリサービス提供対象の拡大

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
大阪府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	大阪府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の普及に向けた基準等の緩和	①小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)における登録定員や利用定員の緩和又は市町村権限委任 ②小規模多機能型居宅介護を普及させるための基本報酬の見直し ③ケアマネジメントの改善や他サービスとの併用可など制度の柔軟運用 ④医療機能付加型の小規模多機能型居宅介護の創設
京都府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	京都府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	回復期リハビリテーション病棟の施設基準の緩和	診療報酬上の回復期リハビリテーション病棟に係る施設基準の一部廃止
京都府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	京都府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	介護予防サービス計画の策定に係る外部委託制限の撤廃	介護保険法に定める「地域包括支援センター」の業務の一つである「介護予防サービス計画(予防プラン)」の策定に係る外部委託について、委託件数の上限(8件まで)を撤廃する。
兵庫県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	兵庫県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	宿泊型自立訓練に係る定員規模等の緩和	①最低定員(20人)の「参酌すべき基準」化 ②地域移行支援員の必置義務の「参酌すべき基準」化 ③居室面積(7.43㎡以上)の「参酌すべき基準」化
京都府、北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	京都府、北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	児童相談所長、児童自立支援施設長の任命基準の柔軟化	児童相談所長、児童自立支援施設長に関し、現任命基準を参酌基準として、地方自治体が定められるようにする
京都府、埼玉県、青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	京都府、埼玉県、青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	保健所長の医師資格要件の見直し	保健所長以外の職員に医師を配置する場合は、保健所長の医師資格要件を廃止撤廃できることとする。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
宮城県	柴田町	指定市町村事務受託法人の事業の基準(人員基準)の緩和	指定市町村事務受託法人において要介護認定調査を行うにあたり、現行法の規定では、介護支援専門員のみが調査を行うことが可能であるが、保健、医療、福祉に関する専門的な知識を有している者で、都道府県及び指定都市が行う研修を修了した者についても、調査を行うことを可能とする。
埼玉県	草加市	共同生活介護(以下ケアホーム)における入居定員の緩和	現行法で規定されているケアホームの入居定員について、一定の条件を満たした場合には市町村判断によって、地域の特性に応じたユニットの入居定員を決めることを可能とする。
東京都	品川区	特例子会社制度における親事業主とその子会社の仕組みの要件緩和	現行法で規定されている親事業主のもとにある子会社が一定の要件を備えている場合、親事業主の事業所と同様に見なして、親事業主の雇用数に合算することを認める「特例子会社」の方式を、行政機関等に拡大する。
東京都	ジオジャパン株式会社	日本国内において診療行為を行える医師資格の特例措置	現行法で規定されている、国内において診療行為を行える医師資格について、一定の要件及び条件を満たしている場合は、海外の医師資格保持者が一時的に診療行為を行えるものとする。
神奈川県	横浜市	市が認定する保育室の運営を医療法人が担えるようにすること	医療法人が、市独自に認定する「横浜保育室」の運営に参入可能となることを求めます。横浜市は、認可保育所に準じた基準により認可外保育施設を「横浜保育室」として認定し、市単独予算により助成しています。医療法第42条に規定する、医療法人が本来の業務に支障がない限り行うことができる業務(附帯業務)として、児童福祉法による「保育所」は可能となっておりますが、横浜保育室のような市単独予算により助成する保育施設についても、同様に附帯業務認可が可能となることを求めます。
大阪府	株式会社A	同一診療所内における歯科医師監督・管理の下でのMTC(MTコネクタ-義歯)への歯科技工士の補助的作業と業務への一部参入の緩和	現行法で規定されている、歯科技工士の同一診療所内、歯科医師の監督・管理下でのMTC(MTコネクタ-義歯)という特殊義歯の調整等に対するの対面・歯科医師業務への一部補助的支援の参入によるチーム医療の実現を可能とするものである。
兵庫県	個人	道路運送法の緩和	自家用自動車による買物代行サービスの実施
奈良県	奈良県	自家用有償旅客運送の登録要件の緩和	現行法で規定されている自家用有償旅客運送について、都道府県により、一の都道府県の区域内の住民の運送を行う場合にも登録を認める。
広島県	安芸高田市	道路運送車両の乗降口の階段に係る保安基準の緩和	乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車に適用される、乗降口の階段の保安基準について、一定要件を満たしている場合にはその基準を緩和する。
広島県	社会医療法人祥和会 脳神経センター大田記念病院	複数医療機関での一括治験受託	治験は医薬品メーカーが開発医薬品の安全性、有効性、使用方法、使用用量等を人体で調査する為、医療機関に依頼してその試験を行っているが医薬品メーカーは試験薬の公平性等を保つため1ヶ所の医療機関で被験者が4~5例以上の試験が可能な医療機関を選定している。地方の中、小の医療機関では症例適用要件に適合する被験者が1~2症例と少ない医療機関が多く、これが地方の医療機関で治験が進まない原因となっている。この状況を踏まえ「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」第6条の医療機関の選定の範囲を治験特区については特例を設けて中小医療機関での臨床試験の促進を図ることとする。
山口県	宇部興産株式会社中央病院	地域医療支援病院の開設要件の緩和	現在の開設要件は企業立病院の場合、エイズ拠点病院もしくは地域がん拠点病院のいずれかであることとなっているが、それ以外の病院も対象とする。
徳島県	那賀町	自治体による「救急業務」の実施	消防の「救急隊員」に限定されている「救急業務」の応急処置を人口が少なく広い面積を抱える山間部の過疎地域の町村が実施する特定の医療機関への「疾病者搬送」に開放する。 具体的措置: 「救急隊」による「救急業務」は「消防職員」と規定されている。この「消防職員」を特区内においては「地方公務員(地方公務員法第4条の地方公務員に限る。ただし、消防法施行令第44条3項第1号の講習の受講については従前どおり。)」も可能とする。
佐賀県	佐賀県	自治体補助による自家用無償運送特区	自家用車(白ナンバー)を使用して無償運送を行うNPO法人等の試験運行に対して、地方自治体はその経費を支援する場合、その支援を「運送の対価」とみなさない運用を求める。(今年度にNPOによる無償運送が提案されており、年度内に採択を行いたい。)

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
佐賀県	佐賀県	保育所運営費弾力運用特区	社会福祉法人立保育所と同様、学校法人立保育所においても、法人理事会の承認によって各種積立金の目的外使用や前期末支払資金残高の取り崩しを認めること
10 まちづくり関連 < 28件 >			
徳島県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	徳島県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	道路構造令及び標識令の条例委任の適用範囲の拡大	指定区間外国道(県管理国道)への適用拡大
大阪府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	大阪府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	下水道事業予定地等の有効活用を図るための国庫補助目的外への使用制限の緩和	下水処理場における将来建設用地などの事業予定地等について、民間活力による土地利用を促すため、暫定的な使用については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(適化法)」の運用を一部緩和する。
大阪府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	大阪府、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	下水道法第7条(構造の基準)の廃止	下水道の構造基準を地方自治体が地域の実情に応じて設定する。
宮城県	仙台市	駐車場附置義務の見直し	駐車場法に基づく附置義務の緩和に伴う課金制度の可能化
宮城県	仙台市	タクシーの強制的減車に向けた制度改革	タクシー特措法と連携した独占禁止法の特例を設け、タクシーの強制的な減車の可能化
宮城県	仙台市	公共交通利用促進のための特定エリアの企業の定期券一括購入の促進	特定のエリアに立地する企業が一括購入する定期券について、交通事業者が特に廉価な設定とすることの可能化
宮城県	仙台市	都心部バスレーン兼自転車走行レーン導入	車線の一部をバス専用レーンと、自転車走行レーンに共用することの可能化
宮城県	仙台市	電気バス試作車の公道実験	電気バス試作車の公道実験実施に係る手続きの簡素化

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
宮城県	仙台市	商店街活性化のための道路空間利用に対する規制緩和	地元商店街等で組織するまちづくり会社等による、まちづくりやにぎわい創出に資する目的の道路利用には制限を緩和するもの。
宮城県	仙台市	道路交通法に基づく公安委員会の権限の地方公共団体への委譲	交通規制・道路使用等の公安委員会が持っている道路交通法に規定される権限のうち、都心中心部等の道路交通政策に関する事業実施の場合に限り、都市交通政策を取りまとめている市に委譲する。
宮城県	仙台市	地区内の移動性及び回遊性向上のため必要となる、公園区域内における施設整備の規制緩和	鉄道駅に隣接する公園内へのバス・タクシープールの整備のための規制緩和
宮城県	仙台市	国際会議開催時にセグウェイ等の一般公道を走行可能とする特例措置	エリアや期間を限定して、セグウェイ等の公道走行を可能とする特例措置を実施するもの。
宮城県	仙台市	次世代自動車等の実証実験における一般公道への軌道敷設に関する特例措置	一般公道の道路敷の中に軌道(給電装置)の敷設を可能とするもの
宮城県	仙台市	公共交通利用促進のため鉄道とバスの乗り継ぎ運賃制度の拡充や利用しやすい運賃の導入に係る許可の特例	地下鉄・バスの各交通事業者の運賃設定について、地方自治体との協議を通じた決定を可能とするもの
東京都	東京都	生産緑地地区の指定要件の緩和	現行法で規定されている生産緑地地区の指定面積について、一定の要件を満たしている場合には、面積要件を引き下げるものとする。(500㎡から200㎡に引き下げ)
東京都	(株)三井物産戦略研究所	関係市町村による柔軟な都市計画の策定	全ての都市計画について市町村が定めることができることとともに、一の市町村の区域を超える広域的見地から決定すべき地域計画として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画については、関係市町村による協議会を設置して共同で、又は関係市町村による事務組合等により定めることが出来ることとし、併せて、市町村が定める都市計画の都道府県の都市計画への適合義務を、「参酌すること」に改めることを求める。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	様々な主体による意見・提案手続の拡充	公聴会を意見・提案提出手続へ改めるとともに、都市計画の縦覧において関係市町村の住民及び利害関係人のみならず、当該都市計画に含まれる地域において当該都市計画に関連する事業を実施又は検討している民間企業についても意見提出を可能とする。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	都市計画に関する基本方針の策定に係る意見・提案手続の拡充	市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるに当たり、公聴会の開催等住民小意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされているところ、より幅広く住民のみならず民間事業者等から、意見に加えて個別具体的な提案の提出を可能とするとともに、これを反映させるために必要な措置を講ずることとするように現行規定を改めることを求める。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	道路占用許可制度の柔軟な運用等	道路占用許可制度について、各地域の実態を反映させるとともに、当該地域の特色を最大限生かすことができるよう占用許可基準についてさらに弾力的かつ柔軟に運用できるように措置することを求める。併せて、申請者の負担の軽減、イベント等の企画から実施までの期間の短縮等のため、占用許可手続の簡素化を求める。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	軌道に係る車両の全長の制限の引上げ	現行制度においては車両を連結して運転するときは、連結した車両の全長を30メートル以内としなければならないとされているところ、特区において運行する場合にあっては50メートルまで引上げることができることとすること求める。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	軌道に係る最高時速及び平均時速の引上げ	車両の運転速度について、現行規定で最高速度は毎時40キロメートル以下、平均速度は毎時30キロメートル以下であるのを、特区において運行する場合にあっては、最高時速にあっては60キロメートル、平均時速にあっては45キロメートルにそれぞれ引上げることを求める。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
東京都	(株)三井物産戦略研究所	軌道の柔軟な敷設	併用軌道は道路の中央に敷設することを原則としつつ、道路の種類及び幅員によっては道路の片側に偏して敷設することができることとされているところ、特区において敷設する場合にあっては、道路の種類及び沿線の需要の状況に応じて道路の両側に偏して敷設することもできることを求める。
静岡県	藤枝市	歳計外現金の取扱いの拡大	官民が共同して実施する収益事業について、配分前の収入を歳計外現金として一時保管し、配分確定後に会計予算に収入とすることを可能にする。
兵庫県	兵庫県	工業専用地域における用途地域の緩和措置	尼崎市南部の運河を核としたにぎわいのある地域づくりを目指し、その拠点となるカフェテリア・レストランなどの施設配置を計画しているが、地域全体が工業専用地域となっており、施設立地が自由にはできない状況である。そこで、運河再生プロジェクト計画地内の工業専用地域においてカフェ・レストランに係わる用途規制については、その適用を除外する特区を提案する。
奈良県	宇陀市	市町村合併に伴う流域下水道にかかる要件緩和～健全な水循環の形成～	現行法で規定されている流域下水道の定義は、二以上の市町村の区域における下水を排除するものとされているが、当該都道府県の上水道水源地として開発された閉鎖的な内水面域の水質保全を目的として設立認可されたものであり、かつ、合併市町村の行政区域がその水源地の一の集水域であり、その汚水を高度に排除しなければならない場合には、市町村合併により一の市町村の区域における下水を排除することとなっても、引き続き、現行法に規定する流域下水道とする。
広島県	三次市選挙管理委員会	投票所の要件の緩和	現行法で規定されている投票所について、投票所の開閉時間の制限を緩和し、投票所が投票区内を移動して投票することを可能とする。
徳島県	三好市	たばこの製造・販売に係るたばこ事業法の適用除外	たばこ事業法第3条による原料用国内産業たばこの生産及び買入れ、同法第8条による製造販売について、日本たばこ産業株式会社以外に、たばこの内の刻みたばこについて地方自治体も加えていただきたい。
福岡県	大川市	特殊地層地帯における地震地域係数の軽減。	現行法で規定されている地震地域係数0.8を0.6程度に軽減する。
11 地方行革関連 < 5件 >			
埼玉県	草加市	ポイントカード事業者による税等の支払いの代行	一定の要件を満たすポイントカード事業者が、満了となったポイントカードを対価として、本来納入義務者が支払うべき税等について、納入義務者の代わりに地方公共団体へ現金で納付することを可能にする。
福井県	あわら市	普通地方公共団体の事務の委託先の拡大	普通地方公共団体の事務の委託先に特別地方公共団体を追加する。
愛知県	豊橋市	都市公園法の公園施設の緩和	都市公園内に設けることを認められる施設は、都市公園の効用を全うする施設として、現行法で規定されている公園施設に限られている。規制緩和することにより、現行の施設に加え、一定の条件(条例規制等)のもと宣伝・広告の構築物も公園施設とする。
愛知県	半田市議会至誠クラブ	議員権限の強化等による自治体における議会内閣制型政府形態の試行	議員の予算提案権を認めること、議員の常勤職員との兼職を認めることなどによって、自治体における議会内閣制型政府形態の試行を可能にする。
香川県	個人	行政書士への行政不服審査代理権の付与	行政書士へ行政不服審査代理権を付与する。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
12 環境・新エネルギー関連 < 20件 >			
福岡県、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、高知県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	福岡県、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、高知県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	鳥獣保護区等の区域指定を表示するための標識設置基準の撤廃	標識設置基準を地方自治体が地域の実情に応じて設定する
埼玉県	埼玉県	浄化槽法定検査の効率化に関する環境省との協議の撤廃	浄化槽法定検査にBOD検査の導入等による効率化検査の採用について、環境省との事前協議を不要とすることを求める。
東京都	榊三井物産戦略研究所	揮発油の規格の緩和	揮発油の規格として経済産業省令で定めるもののうち、揮発油に含まれるエタノールについては三休積百分率以下とされているところ、十から二十休積百分率以下まで引上げることとすることを求める。
東京都	榊三井物産戦略研究所	ガソリンに関する燃料の規格の緩和	ガソリンに係る燃料の規格について、エタノールが容量比3%以下とされているところ、10から20%以下まで引上げることとすることを求める。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	エタノール含有ガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用の緩和	「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格を改めた上で、改正後の当該規格に適合し、販売されるE10からE20については、第四類第一石油類(消防法別表第一備考第十二号のガソリン)に該当するものであることとすることを求める。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	試験自動車の認定の柔軟な運用	特区において試験運行を行う場合にあっては、バイオエタノールのみ(いわゆるE100)を燃料として海外において一般に利用されている自動車については、当該自動車の生産国等における走行実績に関するデータ等を添付して、道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定要領に規定する手続きに基づき申請することにより、認定を受けることができることとすることを求める。
東京都	NPO法人 ITS Japan	ミニカー超、軽自動車未満の新力テゴリー車(乗車定員2名、定格出力15kW以下の超小型電動車両)に係る、公道(高速道路以外の道路、いわゆる一般道路)上における実証実験の実施	原付自転車寸法(全長x全幅x全高 2.5x1.3x2.0m以下)枠内で、ミニカー超、軽自動車未満の新力テゴリー車の創出(乗車定員2名、定格出力15kW以下の超小型電動4輪車を原付第二種として設定すること)に向けて、国土交通省事業「環境対応車を活用したまちづくり実証実験」などを念頭に、新力テゴリー車について円滑な交通流の確保と車両の安全性、社会的受容性などを公道(高速道路以外の道路、いわゆる一般道路)上で検証したいので、当該車両の公道走行を認めて欲しい。
神奈川県	株式会社日本環境カルシウム研究所	地方公共団体における民間委託による一般廃棄物の最終処分場の設置に関する規制の緩和	現行法で規定されている民間企業による一般廃棄物の最終処分場の設置について、特定の一般廃棄物(一般廃棄物処理場から発生する焼却残渣を適正に中間処理したもの。以下「ばいじん等」という。)のみを搬入する場合には、処分する一般廃棄物を廃棄物処理法に基づく廃棄物から除外して、循環型社会基本法に基づく循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)として取り扱うと共に、最終処分場の設置許可を不要とする。
神奈川県	株式会社日本環境カルシウム研究所	一般廃棄物処理業務委託に伴う単年度契約に関する規制の緩和	民間企業に特定の循環資源の継続的な搬出、保管および活用(以下「保管活用」という。)を委託する場合には、その契約を長期継続契約の対象とする。
山梨県	富士河口湖町	小規模水力により発電した電気の利用先の規制緩和	小規模水力により発電した電気については、電気事業法17条により1つの施設にしか使えないことになっています。地域活性化を目的として地方公共団体が事業主体となる場合については、目的達成のために当該地方公共団体が所有する施設については複数の場所についても利用できるようにしていただきたい。
愛知県	豊橋市	「専ら物」追加権限の付与	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物」(以下「専ら物」という。))は、環境省の指導により古紙、布類、ビン及びびんず鉄とされ、その収集・運搬・処分において許可が不要とされている。これら以外の一般廃棄物についても、地域の特性に鑑み、主として再生利用の実態のあるものについては、市長の権限で専ら物に追加するものとする。
大阪府	個人	一般廃棄物再生利用業の指定ができる行政機関の緩和	現行法で規定されている一般廃棄物再生利用業の指定の出せる行政機関は市町村となっているが、都道府県においても指定を可能とする。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
兵庫県	兵庫県	高濃度バイオディーゼル燃料(BDF)5%以上の混合の販売可能化	軽油と混合して販売する脂肪酸メチルエステルの混合割合の規制(5.0質量%以下)を撤廃する。
兵庫県	兵庫県	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験のうち、銃砲所持許可の検定と重複する課題を免除する。
兵庫県	兵庫県	鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受けずに特定鳥獣を捕獲できるようにする	鳥獣保護区のうち、特定の鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害が発生している地域で、知事が指定した区域については、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の捕獲許可を不要とする。
兵庫県	兵庫県	有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後から日出前まで)も銃によるシカの捕獲をできるようにする	農林業被害が著しい地域においてシカの捕獲拡大を進めるため、夜間に行う大量捕獲等により捕獲したシカの止めさし等について、夜間の銃の使用を可能とする。
兵庫県	兵庫県	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	国立公園内での風力発電施設設置について、県が風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。
愛媛県	松山市	処理区域外で発生するし尿について下水処理場での受け入れ可能化	昭和47年8月7日付け通達(環整発第38号・建設省都下発第32号)では、し尿を「下水処理場」で処理できる区域は、下水道法第2条に規定する処理区域(供用開始が告示された区域)内に限定されている。しかし、「下水処理場」と「し尿処理場」は、どちらも汚水の浄化を目的としており、公共下水道とし尿の両方を勘案した汚水処理計画を策定し、「し尿処理場」の処理施設を「下水処理場」に集約化することでコスト縮減が大幅に図れることから、処理区域外で発生するし尿についても「下水処理場」で受入れて共同処理ができるようにする。なお、汲取りし尿や浄化槽汚泥は汚濁濃度が高いことから、現「し尿処理場」を中継所として位置づけ、そこで希釈等の前処理をした後に、既設公共下水道管へ流入させる方法により「下水処理場」において一元化する方法を検討している。
熊本県	熊本県	市町村設置型浄化槽における法定検査(浄化槽法第11条に基づく水質検査)の実施要件の緩和	市町村設置型浄化槽について、毎年1回と定められている浄化槽法第11条に規定する水質に関する検査の実施頻度を、3年から5年に1回とする。
大分県	大分県	発電水利権における使用水量等に応じた水利使用区分の設定	発電水利権に関して、かんがい用水と同様に、河川区分、最大取水量や発電規模に応じた水利使用区分(「特定水利使用」、「準特定水利使用」、「その他」とする。
13 国際交流・観光関連 < 9件 >			
北海道	W・PACプロジェクト推進チーム	地域活性化(観光交流拠点形成)に向けた、輪厚パーキングエリアに隣接する市街化調整区域の土地約10haにおける、開発行為を政策的に是認(指針)し大規模集客施設の立地を可能にする特例措置。	地域活性化(観光交流拠点形成)に向けたプロジェクトを実現するため、高速道路輪厚パーキングエリアに隣接する市街化調整区域の土地約10haにおける、開発行為を政策的に是認(指針)を与えるとともに、そこで展開する大規模集客施設の立地を可能にする特例措置を求める。
山形県	大蔵村	旅行業登録に伴う要件の緩和	現行法で規定されている旅行業の登録要件について、一定の要件を満たし、その自治体内を観光させる場合には、旅行業務取扱主任者の選任と営業保証金の供託を免除可能とする。
大阪府	大阪市	日本の医師免許を持たない外国人医師による医療行為の規制緩和	日本の医師免許を持たない外国人医師による医療行為の規制緩和の実施を求める。臨床修練制度において、その目的の場合に限らず、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合においても認めるとともに、認可基準の規制緩和を求める。
大阪府	大阪府	外国医師等臨床修練制度に係る規制緩和	日本の免許を持たない外国医師等、外国看護師等が、診療業務等に従事して日本の優れた医療に関する知識・技能を習得したり、病院や医師間の交流を促進するため、診療所における臨床修練を認めるなど、臨床修練制度及びその運用を緩和する。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
大阪府	大阪府	調理師指定養成施設利用の柔軟化(留学生カリキュラムとの校舎の兼用化)	調理師の指定養成施設として使用している教室や調理実習室等の校舎を、海外からの留学生を対象とした日本料理を中心とするカリキュラム(「指定養成外の教育」扱い)において兼用できるよう、指定養成施設基準を緩和する。
大阪府	大阪府	調理師指定養成施設等で学んだ留学生の在留・就労可能化	日本料理を学ぶため、調理師指定養成施設等に留学した外国人が、卒業後、海外において日本料理の魅力を十分に発信していくために、一定期間(2年又は3年で更新なし)日本料理の分野で就労することができるよう、「特定活動」などの在留資格を認める。
兵庫県	兵庫県	管理受託者のインセンティブとなる国営明石海峡公園の弾力的な管理運営体制の構築	国営明石海峡公園の一層の利用者増をめざすためには、近接施設との連携を強化し、各施設が持つ魅力の相乗効果が発揮できるよう一体的活用を図る必要があり、管理受託者にとって、以下のような自由度の高い管理運営体制が求められる。 ①管理受託者の努力により得た入園料収入の一定額を、利用者にとって魅力ある新たなイベント開催の原資として活用できる枠組みの構築。 ②企画割引等を管理受託者が自由に行えるよう、入園料の減免手続の弾力的な運用。 ③管理受託者の主体的な判断による開園時間の延長ができるよう変更手続の簡素化。
鳥取県	鳥取県	ロシア人を対象とした査証発給要件の緩和	ロシア人が日本に上陸するときに必要とされている査証について、境港を利用して日本に上陸する場合、旅行社による団体観光旅行者に限定して、無査証で48時間、日本国内に滞在可能とする。
広島県	ワールド・ピース・ヒロシマ	世界連邦実現特区	外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とするような観光目的で我が国へ入国する場合には、90日以内の「短期滞在」という在留資格が認められ、査証が必要な場合には、在留資格が認められたことに伴い、通常5業務日程度で発給されること、『広島 平和巡礼』という特別な在留資格(在留期間は平和巡礼修了まで)を規定し、その際、査証は免除とする。